

「蒲郡駅事件」の不当判決を許さない抗議声明

本日、名古屋地方裁判所（近藤宏子裁判長）は、「蒲郡駅事件」〔平成20年（わ）第502号窃盗被告事件〕で、不当にも懲役6ヶ月、執行猶予2年の有罪判決を言い渡した。私たちは、この不当判決に対し怒りを込めて抗議する。

2007年7月13日、JR東海からの刑事告訴を理由にして愛知県警公安三課は蒲郡駅に勤務していた加藤誠二さんを窃盗犯にデッチ上げ、JR東海労働組合事務所、加藤誠二さんの自宅・職場など7箇所にも及ぶ大規模な不当家宅搜索を強行した。

公安警察が前面に立って大げさに家宅搜索を行ったことからこの「事件」が労働組合つぶしを目的とした国策捜査・政治弾圧であることは間違いない。そして2008年3月19日、名古屋地方検察庁は加藤誠二さんを不当にも起訴した。

裁判の公判の中で、検察はデタラメな推論に基づく主張を繰り返した。検察が提出した証拠には、加藤誠二さんが窃盗したと確信できる証拠は一切ない。「指紋」すら証拠として提出できなかったのである。しかし司法の反動化がいわれる中、名古屋地方裁判所は検察の言い分だけを採用し最初に「有罪」ありきの憶測を積み重ねたとんでもない判決を言い渡したのである。

あくなき資本の欲望がもたらした百年に一度の「世界恐慌」といわれる現在、アメリカ型の雇用形態の多様化や成果主義賃金制度の導入で働くもの同士の競争をあおり貧富の格差が拡大した状況の中で、労働者としての立場を貫き広範に連帯をつくりだす私たちのような労働組合はことごとく弾圧される。今後、「悪質な列車妨害」やJR総連に対する「革マル浸透キャンペーン」を許さず、「JR浦和電車区事件」をはじめとした労働組合への弾圧を断固跳ね返し私たちは加藤誠二さんの完全無罪・職場復帰まで全ての連帯する仲間とともに闘う。

2009年4月21日

JR東海労新幹線関西地方本部